一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法一体型）

両立支援制度を充実させ、社員全員にとって働きやすい環境づくりを行うとともに、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、下記のとおり次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画を策定する。

【次世代】　次世代育成支援対策推進法

【女性活躍】　女性活躍推進法

1. 計画期間　　令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：　計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率55％以上
女性社員・・・女性社員全体と契約社員の女性それぞれについて
取得率100％

＜対策＞　【次世代】

- 2026年4月～対象社員への周知及び相談の実施

目標2：　全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月15時間未満とする。

＜対策＞　【次世代】　【女性活躍】

- 2026年4月～所定外労働の傾向を分析
- 2026年4月～部門責任者に所定外労働の実態を月一報告
- 2026年4月～安全衛生委員会で報告、対策の検討、実施

目標3：　年次有給休暇の取得率を次の水準以上とする。男女平均85％以上。
男性社員・・・取得率80％以上
女性社員・・・女性社員全体と契約社員の女性の取得率90％以上

＜対策＞　【次世代】　【女性活躍】

- 2026年4月～前年度の年次有給化取得率の把握
- 2026年4月～多能工化、作業標準化を進め休暇取得に伴う負荷を平準化する
- 2027年4月～年5日未消化者への取得通知（年休期間9/21～1年間）